

本会議及び委員会において説明員を指名する際に用いる略称について

議長または委員長は、本会議または委員会において説明員（執行部）の発言を許可する際、役職名により指名するが、会議の円滑な進行のため、文字数が多く指名しづらい職名（以下記載分）について略称を用いることができることとするもの。

また、説明員が自身の職名を発言する際についても同様とする。

ただし、会議録には略称ではなく正式な職名を記載する。

○略称を用いる職名とその略称

- ・漢字 10 文字前後で指名しづらいもの

職 名	略 称
国際交流推進室主幹	国際交流主幹
都市施設整備推進室長	都市整備室長
都市施設整備推進室主幹	都市整備主幹
地域拠点施設整備室長 (市民協働部長)	地域整備室長
地域拠点施設整備室主幹	地域整備主幹
環境施設等広域化担当次長	環境施設担当次長
公営競技事業所副所長	公営競技副所長
選挙管理委員会事務局長	選管事務局長